

第1号議案

令和3年度（公財）長崎平和推進協会 事業計画について

第1 はじめに

令和3（2021）年度は、被爆76年目の年となるが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な大流行（パンデミック）は終息する気配が見えず、世界の指導者たちは未知の状況に直面している。また、新型コロナウイルスワクチンの接種は、昨年12月上旬の英国を皮切りに、世界各国で本格化している。

1970年に発効してから、締結50周年を2020年に迎えた核不拡散条約（NPT）の検討会議は、昨年はコロナ禍により延期され、本年8月に開催が予定されている。

2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約（TPNW）は、昨年10月に批准国が50か国に達し、本年1月22日に発効したが、本年12月にオーストリアのウィーンで締結国会議の開催が予定されている。

昨年11月に実施されたアメリカ大統領選挙の結果、バイデン大統領が誕生したが、トランプ前大統領のアメリカ第一主義から、新大統領は国際協調路線を重視する方針へ転換する姿勢が示されている。1月20日、新政権の発足と同時に、バイデン大統領は、温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」に復帰する署名を行った。

さらに、2月3日、米国及びロシアは、両国間の新戦略兵器削減条約（新START）を2026年までの5年間延長することを発表した。

一方、日本では、令和3（2021）年も新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、1月には11都府県に対して緊急事態宣言（～2月7日：延長～3月7日：首都圏1都3県再延長～3月21日）が発令された。長崎市でも長崎県独自の緊急事態宣言が発令されて2月7日で解除されたが、予断を許さない状況が続いている。

日本でも、2月中旬から新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、医療従事者から高齢者等へ順次国民全体に接種が進められている。

昨年に関催予定であった平和の祭典である「東京オリンピック・パラリンピック」が1年延期され、今夏の開催が予定されている。

核兵器禁止条約（TPNW）に日本は批准しておらず、被爆国日本の批准が長崎市民のみならず国内外から切望されている。

被爆者の平均年齢も83歳を超え、「被爆者のいない時代」が確実に近づいており、被爆100年に向けた新しい平和の取り組みが求められている。

また、映画「祈り～幻に長崎を想う刻」（松村克弥監督）や映画「長崎の郵便配達」（川瀬美香監督）が完成し、今夏、長崎での上映が予定されている。

当協会では、被爆 75 周年事業の講演会（拡大）や被爆写真展（拡大）も本年度に延期しての開催を予定している。

また、コロナ禍の中で取り組んだ Instagram、YouTube、Facebook、LINE 等 SNS での情報発信を継続するとともに、オンラインを通じて、世界中の人たちと「平和の想い」を共有する取り組みも引き続き進めていきたい。

第 2 令和 3 年度の事業について

当協会の事業は、公益目的事業である「Ⅰ 平和推進事業」及び「Ⅱ 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業」、「Ⅲ 収益事業」の 3 事業に区分する。

Ⅰ 平和推進事業（公益目的事業）

「原爆被災並びに平和に関する資料の収集・整理、活用及び情報発信」「被爆の継承、核兵器廃絶及び平和に関する講演会等の開催」「平和に関する諸問題の調査研究」「各平和関係機関との連携・交流」「被爆体験の継承や平和意識高揚のための事業の育成並びに助成」等の事業を行い、平和意識の高揚を図るとともに、平和に関する見識・知性・国際感覚に優れた人材の育成を図る。

これまで長崎市から委託している継承事業が 2 つの事業の中に混在していたが、今後協会の主要な事業と考えられるので、今年度から 1 つの事業として区分することにした。

さらに、本年度は、当協会のホームページを多言語化、セキュリティ面での強化などを行うために、ホームページの見直し検討に着手する。

(1) 発刊事業費

協会の発刊事業については、これまでの紙媒体からインターネット等を活用した広報 PR 手法に移行するように取り組む。

① 会報「へいわ」の発行（年 4 回）

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動向をいち早くとらえ、協会会員・役員、各関係機関等に情報提供するとともに、会員相互の連携を図る。

② ブックレット「平和のあゆみ」の発行

平和意識高揚のための協会の年間を通じた取り組みや、前年度の活動状況、事業実施状況等をまとめた冊子を作成・発行し、平和を考える際の資料とする。

③ 広報活動

協会リーフレット、情報 BOX の作成、HP 等で協会の活動を広く周知する。

Instagram、YouTube、Facebook、LINE 等 SNS での情報発信を継続する。

(2) 啓発事業費

① 平和学習の実施

被爆の実相を伝えるため、修学旅行生や市内の小中学校などで被爆体験講話を実施する。また、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が育成した外国語ボランティアガイドの実践研修を実施する。その他、平和学習用のビデオ・DVD・写真パネル等の貸出しを行う。本年度も、昨年度に引き続き、被爆者ビデオも制作する。

② 講演会等の開催

会員及び市民を対象に平和への認識を深めるための講演会を開催する。

③ 国連軍縮週間行事（市民のつどい）

国連軍縮週間（10/24～30）に様々な行事が行われるなか、会員や市民の協力のもと、戦時食や折り鶴コーナーなどを開設し平和意識の高揚を図る。

(3) 継承事業費

① 県外原爆・平和展開催

平成 31（令和元）年度に長崎市から本事業を受託し実施している。

被爆の実相に触れる機会の少ない長崎県外において、写真パネルや被災資料の展示、被爆体験講話、ビデオ上映等を通じて、核兵器廃絶と平和に対する意識の高揚を図る。

令和 2 年度からは、これまでの未開催県での開催に加え、若い世代へ被爆の実相を伝えるため、大学で原爆・平和展を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったため、令和 3 年度から実施する。

② 語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）

平成 31（令和元）年度に長崎市から本事業を受託し実施している。

被爆者の被爆体験を語り継ぐ「家族・交流証言者」を支援、長崎市内に派遣することで、被爆体験の次世代の語り部への継承を推進する。

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館と協働し、国の支援事業として、「家族・交流証言者」を長崎市外（海外を含む）に派遣する。

③ 青少年ピースボランティア育成

平成 31（令和元）年度に長崎市から本事業を受託し実施している。

青少年が被爆の実相や戦争について学び、さまざまな視点から平和について考

え、行動することにより、被爆体験の継承と平和意識の高揚を図る。

被爆者による活動に加え、若者を対象とした事業を行うことにより、次世代への継承をより円滑に進めていくことが期待できる。

④ 青少年ピースフォーラム

平成 31（令和元）年度に長崎市から本事業を受託し実施している。

毎年 8 月 9 日の平和祈念式典にあわせて、全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と地元長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る。

青少年ピースボランティアがホスト役となり事業を運営していることから、青少年ピースボランティア事業とは切り離せない事業である。

⑤ 青少年平和交流

平成 31（令和元）年度に長崎市から本事業を受託し実施している。

平成 31（令和元）年度は、中学生を沖縄へ派遣したが、令和 2 年度は、長崎の高校生 5 人を海外（アメリカ・ハワイ）に派遣し、アメリカ・ハワイの平和教育機関が開発した学習プログラムに参加し、ハワイの若者と意見交換や平和交流を通じて、高校生の目線で、原爆の悲惨さと平和の尊さを発信してもらう予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、オンラインでの実施となった。

なお、本事業は、長崎大学核兵器廃絶センター（RECNA）の協力を得て実施する。

令和 3 年度については、令和 2 年度と同様、高校生をハワイへ派遣する事業を実施する予定。

⑥ 平和学習発表会

令和 3 年度に、長崎市から本事業を新たに受託し実施する。

市内中学生が一同に会し、日頃取り組んでいる平和学習の成果などの発表をとおして、各学校における生徒の平和の取り組みを発展させる機会とする。

(4) 調査研究費

平和・軍縮関係の会議やシンポジウムなどに、協会役員・職員を派遣し、情報収集や関係機関との交流・意見交換を図る。

(5) 育成事業費

① 部会活動

協会会員が市民とともに平和意識の啓発・高揚を図るために部会活動を行う。

(継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会)

①-2 米国国立公文書館資料検証業務

長崎市から米国国立公文書館原爆資料調査で収集した写真資料・動画の検証業務を受託し、資料の公開・活用に向けて、写真等の撮影場所や時期を検証するとともに、説明文を作成する。

② 平和案内人派遣事業

観光客や長崎県内の学校の平和学習を対象に、原爆資料館や被爆建造物などのボランティアガイドである平和案内人(1～7期生 167人)のうち、資料館常駐の平和案内人の交通費及び研修を行う際の講師への謝礼金を負担する。

②-2 平和学習支援業務

長崎市内小中学校の平和案内人碑めぐりガイドは、令和2年度から長崎市教育委員会からの受託事業として実施している。

③ アジア青年平和交流事業

長崎の若者(大学生・高校生)に、平和に関する自由な発想の「企画」を募集し、発表・審査会を経て、協会から学生側に事業を委託して学生自ら実施する。

④ 平和事業への支援(共催、後援)

協会の活動趣旨と合致する音楽会や講演会、シンポジウムなどの事業・活動を協会が共催・後援することにより平和事業の推進を支援する。

⑤ 秋月グラント

被爆の継承や平和意識高揚のための事業を実施する団体等へ、初代理事長である(故)秋月辰一郎氏の名を冠した助成を行い、平和に関する事業・活動を支援する。

(6) 平和推進事業に係る職員の人件費、及びその他事務に要する経費

II 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業(公益目的事業)

国(厚生労働省)から国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理及び事業運営を受託し、被爆の実相・核兵器の脅威を国内外へ広く伝え、もって核兵器廃絶・世界恒久平和を実現するため、来館者へ原爆死没者への追悼の念と平和を祈念する心の涵養を図る。

また、被爆関連資料・情報の収集や提供、海外原爆展、被爆医療を中心とした国際協力・交流事業を実施し、核兵器廃絶と平和意識の高揚・醸成を図る。

特に、コロナ禍の中、感染防止対策に十分に配慮しながら、来館者の安全を図る。

【祈念館の主な事業】

- ① 原爆死没者の氏名・遺影の登録・公開及び死没者名簿の保管
- ② 被爆体験記等の収集・整理・公開
- ③ 企画展の開催（収集した被爆体験記等の展示・公開）
- ④ 被爆体験記執筆補助
- ⑤ 被爆証言ビデオ製作
- ⑥ 被ばく医療関連情報の収集・整理・提供
- ⑦ 平和関連情報の収集・整理・提供
- ⑧ 海外原爆展の開催
- ⑨ 多言語化対応事業
（被爆体験記等の英語・中国語・韓国語等への翻訳）
- ⑩ 外国語講座の開催
（平和ボランティア育成外国語講座：英語・中国語・韓国語）
- ⑪ 被爆体験記の朗読事業（朗読ボランティア「永遠の会」の派遣）
- ⑫ 家族・交流証言者等の派遣および語学等の研修
（被爆者の国内外への派遣を含む）
- ⑬ インターネット会議システムによる平和学習・交流（ピースネット）
- ⑭ 修学講習の実施（追悼平和祈念館における被爆体験講話）
- ⑮ インターネットによる情報提供（グローバルネット等）
- ⑯ 情報展示システムの保守・管理
- ⑰ 平和・国際交流ネットワーク構築
（アジアの若者による平和ネットワークの構築）
- ☆⑱ 「被爆の実相」のオンライン化・デジタル化事業(仮称)（RECNA との連携）
- ⑲ 祈念館施設・設備の維持管理

Ⅲ 収益事業（図書等販売）

令和元年 9 月 1 日から長崎原爆資料館が指定管理者に移行したために、原爆資料館売店での販売は指定管理者に委託販売となった。

インターネット等を活用した書籍や物品の販売は継続して行う。

なお、法人税や次期繰越し経費を除いた利益の50%は、「平和推進事業」へ繰り入れる。

VI その他管理運営に係る費用（法人会計）

公益法人を適正に運営するために、定期的を開催する財務・組織委員会、理事会、評議員会等に要する費用である。

特に、今年度は、理事の改選期となり、10人程度に理事の絞り込みを図るとともに、運営会議や各委員会のあり方について、見直しを図っていく。

協会の被爆75周年事業（積み残し分）

- （1）原爆朗読劇「夏の雲は忘れない」（小規模開催分）
- （2）「被爆76周年長崎原爆写真展」：写真資料調査部会主催
- （3）講演会（拡大開催）